

はやぶさ *Hayabusa*

*Sagamihara
Corporation Association's
magazine*

2017.5

相模原法人会広報誌

No.207 隔月刊





ルピナス

別名「ノボリフジ」

初夏にはしっかり伸びる茎に

下から順に花を付け、

初夏の日差しのもと、

黄・赤・ピンク・紫と華やかに咲く姿に

目を奪われます。

水の苑地ではボランティアにより四季ごとに

咲く花が管理されています。

場所／津久井湖城山公園水の苑地 撮影／松田廣司

はやぶさ 2017年5月号 No.207 INDEX

法人会を支えるひと

有限会社 親興

平野 勝比呂さん …………… 2

ハイライト

平成29年度

税制改正法案可決、

法人会の改正要望実現へ ……… 4

平成29年度

事業計画(案)及び予算(案) ……… 9

平成28年度青年部会租税教室 …… 11

活動フラッシュ …………… 12

相模原税務署からのお知らせ …… 14

花子と太郎の見てある記

福島製鋼株式会社 …………… 16

相模原法人会からのお知らせ

新会員紹介 29年2月・3月 …………… 18

読者プレゼント …………… 19

もしものためのエンディングノート

昭和のかりんとう(黒)

法人会を支える

ひと

有限会社 親興

ひらの かつひろ

平野 勝比呂さん

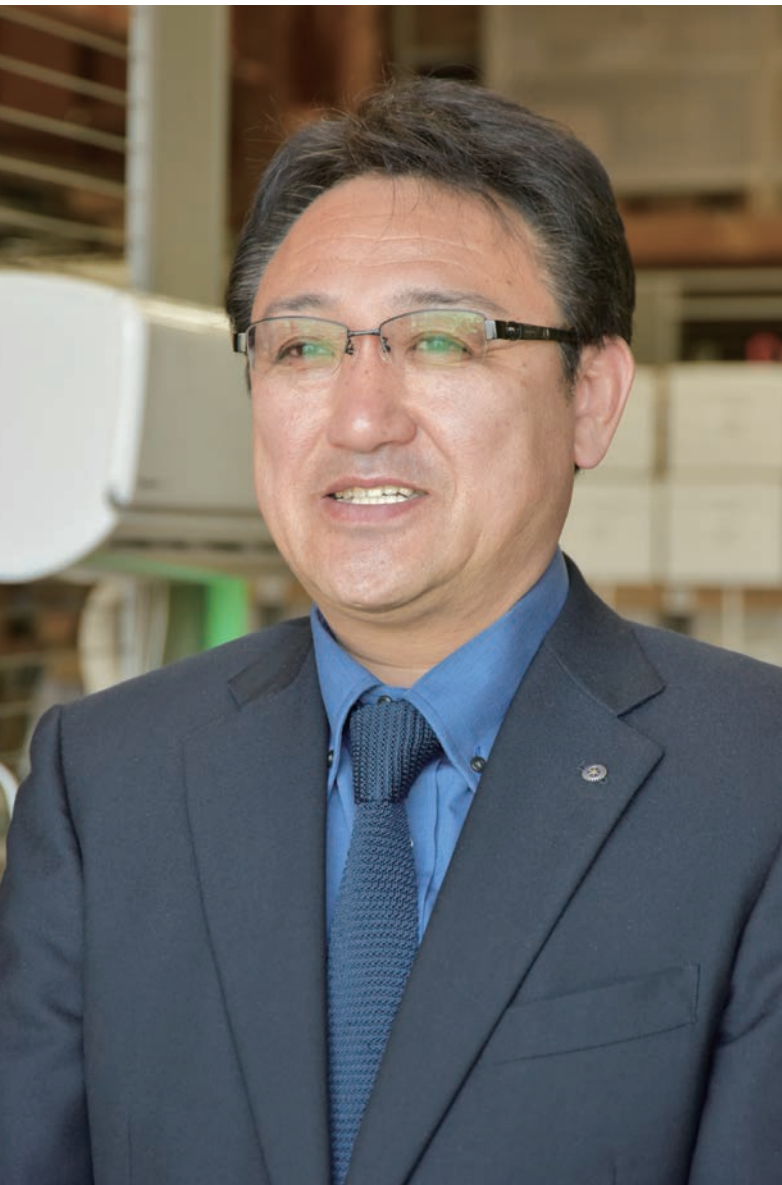
中央南第1地区

相模原の未来に
役立つことならば
積極的に関わっていく

個人から法人へ
意識が変わった経営観

有限会社親興の平野勝比呂さんは、高校を卒業して、東京都内にある東京電力の業務委託店に勤めはじめました。電気温水器や深夜電力を使用する給湯器などの設置工事に携わりながら、電気工事に関するものなど将来的に役立つ資格を取得したいと考えていた平野さん。

「資格をとれば、幅広い業務ができるようになります。でもその会社では忙しすぎて、勉強時間が取れなかった。一念発起して個人事業主として独立し、資格勉強をしながら、夏場の空調機器設置工事を中心に仕事を増やしていきました」



そんな中、自分ひとりでは仕事が回らなくなり、従業員を抱えたときに、心模様が変わったそうです。「自分自身だけではなく、従業員を養うことで、責任を感じることはもちろんですが、『きちんとした経営者になりたい』という気持ちが膨らんだのです。自分が培ってきたことを伝え、人を育て、より大きな事業をしていきたい。そう考えるようになって法人化しました」

入会して眩しさを感じた 中央南第1地区の各種活動

差し出された名刺の裏を見ると、地元のサッカークラブチーム「S.C.相模原を応援しています」というプリントが入っています。もっともS.C.相模原はひとつの例。地域で行われる花火大会や「泳げ鯉のぼり相模原」などでも積極的にボランティアとして参加しているという平野さん。

平野さんが法人会に入会したのは昨年のこと。同じ中央南第1地区の会員さんからのご紹介でした。「いろんな職種や業種の方が集まり、地元に貢献しようとしているのが眩しく映りました。私も、定例ミーティングやレクリエーションなど、入会以降は法人会の活動には積極的に参加しています。さまざまな企画で地域や企業が盛り上がるのはいいことですね」

相模原市が政令指定都市になったことをきっかけに、未来の相模原へ想いを馳せる人たちが増えてきた。自分もその一人であるからこそ、相模原にとって役立つことをしていきたい。法人会へ入会したことをきっかけに、平野さんの地域への愛情は日増しに高まっています。

仕事の大小に関わらず、責任を持って相模原に貢献できる企業でありたい――。

その平野さんの願いは、着実に実を結びつつあります。法人会の活動を通じて同様の志を持つ仲間と交流することはもちろん、社内でも有資格者を増やし、技術面でも地域を代表する会社にしていく。フレッシュな法人会メンバーだけにその行動力と経営センスは法人会にも良い刺激をもたらしてくれそうです。

その結果、現在では、太陽光、オール電化、ちく電池、設計施工、空調、電気、防音工事などの施設設備から、一般解体工事、収集運搬処理などまで多岐に渡る業務領域を広げています。

「資格を取って業務範囲を広げれば、早くお金を稼げるようになる。経済的に余裕ができれば自分の好きなこともできるので、どんな仕事でも一生懸命やろうと思っていました。(笑)」

飲食業をしていた実家には幅広い業種の常連客があり、そのつながりからいろいろな仕事に誘われたという平野さん。しかし、友人には建設業界関係者が多く、独立後はその交友関係から仕事をもらうことが多かったため、その仕事を発展させることを考えるようになりました。

平成29年度 税制改正法案可決、 法人会の改正要望実現へ

平成29年度税制改正法案である国税及び地方税関係の法案が3月衆参両議院本会議で可決成立いたしました。

平成29年度税制改正では、我が国経済の成長力の底上げのため、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から配偶者控除・配偶者特別控除の見直しが行われるとともに、経済の好循環を促す観点から研究開発税制及び所得拡大促進税制の見直しや中小企業向け設備投資促進税制の拡充等が行われました。

法人会では、昨年9月に「平成29年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小法人向け税制や事業承継に関する税制の見直しなど法人会の提言事項の一部が盛り込まれました。



1 法人課税

(1) 研究開発税制の見直し

研究開発投資に係る政府目標の達成に向け、研究開発投資の増加インセンティブを強化するなど、研究開発税制を抜本的に見直します。

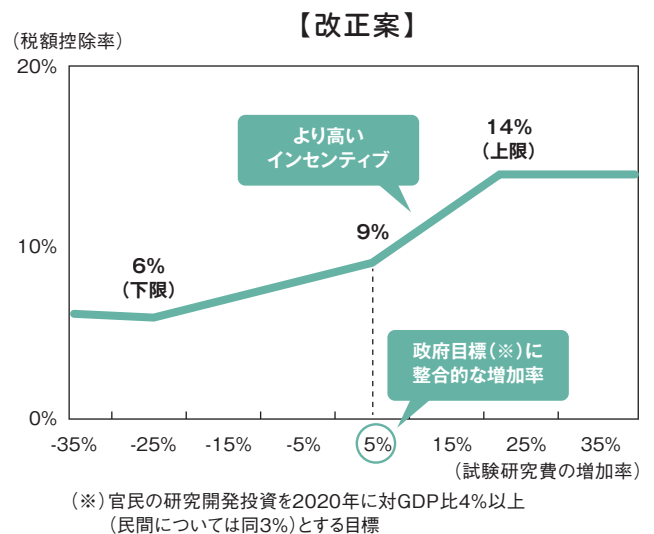
① 総額型の税額控除率の見直し

現行の総額型が、企業の研究開発投資の一定割合を単純に減税する形となっている構造を見直し、試験研究費の増減に応じた税額控除率とします。

総額型		
	現行	改正案
税額控除率	8~10% (中小法人12%)	試験研究費の増減に応じ、6%~14%* (中小法人:12~17%*)
控除限度額	法人税額の25% (一般試験研究費)	法人税額の25% (一般試験研究費) *中小法人:10%上乘せ (増加率5%超の場合)* *試験研究費が平均売上金額の10%超の場合:0~10%上乘せ* (高水準型との選択)

- 上記の総額型の改正に伴い、増加型を廃止
- 高水準型については、その適用期限を2年延長

※2年間の時限措置
 総額型の控除率については
 大法人 :10%超
 中小法人:12%超 の部分



② 試験研究費へのサービス開発の追加

IoT、ビッグデータ、人工知能等を活用した「第4次産業革命」による新たなビジネスの創出を後押しする観点から、研究開発税制の対象にビックデータ等を活用した「第4次産業革命型」のサービス開発を新たに追加します。

試験研究費の定義(現行制度)

- 製品の製造
 - 技術の改良・考案・発明
- にかかる試験研究のために要する費用



改正案

- 第4次産業革命型のサービス開発を追加
 - ・センサー等による自動的なデータの収集
 - ・専門家による情報解析技術を用いた分析
 - ・新たなサービスの開発

③ オープンイノベーション型の運用改善

共同研究・委託研究等のオープンイノベーション型の利用促進を図るため、対象費目の拡大や手続きの簡素化など、要件を緩和します。

(2) 所得拡大促進税制の見直し

大企業については、前年度比2%以上の賃上げを行う企業に支援を重点化した上で、給与支給総額の前年度からの増加額への支援を拡充します（現行制度とあわせて12%）。

中小企業については、現行制度を維持しつつ、前年度比2%以上の賃上げを行う企業について、給与支給総額の前年度からの増加額への支援を大幅に拡充します（現行制度とあわせて22%）。

	現行	改正案
大企業	<p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①給与等支給総額：平成24年度から一定割合以上増加 ②給与等支給総額：前事業年度以上 ③平均給与等支給額：前事業年度を上回る <p>【税額控除】</p> <ul style="list-style-type: none"> 給与等支給総額の24年度からの増加額の10% <p>〈要件①の増加要件割合〉</p>	<p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①・② 変更なし ③平均給与等支給額：前年度比2%以上増の要件に変更 <p>【税額控除】</p> <ul style="list-style-type: none"> 給与等支給総額の24年度からの増加額に対する10%の税額控除に加え、前年度からの増加額について、2%の税額控除を上乗せ →合計12%
中小企業	<p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①～③同上 ※但し①の増加割合は以下の通り <p>【税額控除】</p> <ul style="list-style-type: none"> 給与等支給総額の24年度からの増加額の10% <p>〈要件①の増加要件割合〉</p>	<p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①～③変更なし <p>【税額控除】</p> <ul style="list-style-type: none"> 給与等支給総額の24年度からの増加額に対する10%の税額控除に加え、平均給与等支給額が前年度比2%以上増の場合は、給与等支給総額の前年度からの増加額について、12%の税額控除を上乗せ →合計22% <p>(賃上げ率2%以上の場合) 22%控除</p>

(3) コーポレートガバナンス改革・事業再編の環境整備

① 法人税の申告期限の見直し

企業と投資家の対話の充実を図るための株主総会の開催日の柔軟な設定のための環境整備として、法人税の申告期限を事業年度終了から最大6ヶ月後まで延長可能とします（現行は最大3ヶ月後まで）。

② 役員給与に係る税制の整備

株価や中長期的な業績を反映した役員給与制度による経営者へのインセンティブ付与のための環境整備として、役員給与の損金算入対象を拡大（株価連動給与等）します。

③ 組織再編税制の見直し

企業の機動的な事業再編を可能とするための環境整備として、上場企業内の事業部門の分社化（スピンオフ）の際の譲渡損益の課税を繰り延べる等、組織再編税制を整備します。

(4) 中堅・中小企業の支援

① 地域経済を牽引する企業向けの投資促進税制の創設

地域経済を牽引する事業者による、地域経済に波及効果のあり、高い先進性を有する新たな事業への挑戦を促すため、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく投資促進税制を創設します。

<p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業計画が地域の強みを活かした、地域経済に対して高い波及効果があること等の要件を満たすものとして都道府県の承認を受けていること 先進性を有する事業であることについて国の確認を受けていること 承認された事業計画に基づいて行う設備投資の合計額が2,000万円以上であること <p style="text-align: right;">等</p>	<p>【措置の内容】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象設備</th> <th>特別償却</th> <th>税額控除</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置・器具備品</td> <td>40%</td> <td>4%</td> </tr> <tr> <td>建物等・構築物</td> <td>20%</td> <td>2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>*取得価額100億円を限度</p>	対象設備	特別償却	税額控除	機械装置・器具備品	40%	4%	建物等・構築物	20%	2%
対象設備	特別償却	税額控除								
機械装置・器具備品	40%	4%								
建物等・構築物	20%	2%								

② 中小企業投資促進税制等の拡充等

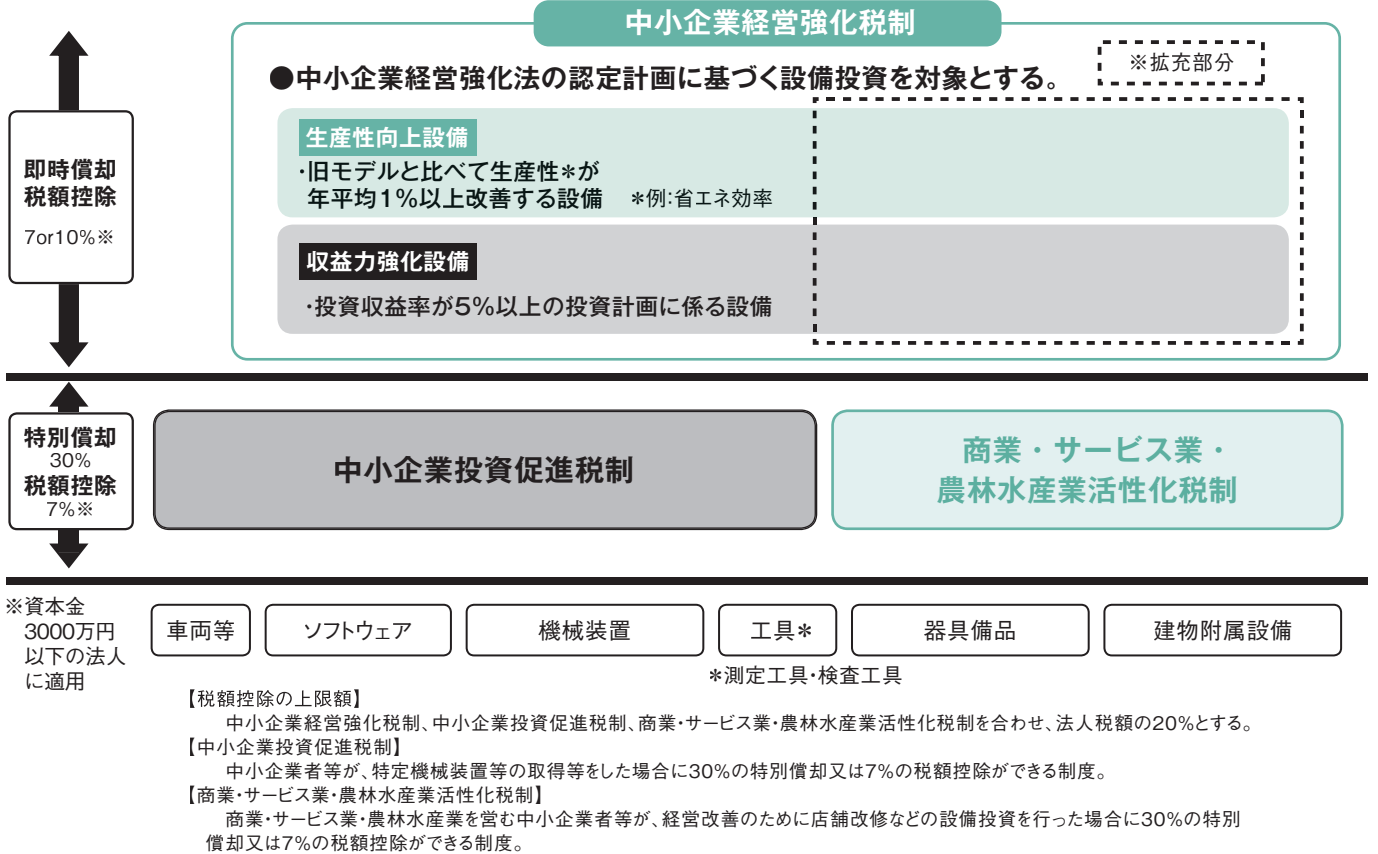
法人会提言

中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。なお、適用期限が平成29年3月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

実現

中小企業の「攻めの投資」を後押しするとともに、我が国のGDPの約7割を占めるサービス産業の生産性の向上を図るため、中小企業投資促進税制の上乗せ措置を改組し、中小企業経営強化税制を創設した上で、対象設備を拡充し、これまでの上乗せ措置において対象外であった器具備品・建物附属設備を追加します（適用期限は2年間）。

中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制の適用期限を2年延長します。



③ 中小企業向けの租特適用要件の見直し

財務基盤の弱い中小企業を支援するという本来の趣旨を踏まえ、中小企業向け租税特別措置の適用を受けるための要件として、課税所得（過去3年間平均）が15億円以下であることを加えます（平成31年4月より適用）。

なお、この適用要件の見直しは、租税特別措置法における中小企業向け特例措置のみを対象としています（法人税法に規定される欠損金の繰越控除や地方税法本則に規定される外形標準課税等については、従前通り適用できます。）。

(5) 地方拠点強化税制の拡充

法人会提言

地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。

実現

ローカルアベノミクスを推進する観点から、地方拠点強化税制の投資減税部分の控除率を維持するとともに、地方拠点での新規雇用者数に応じた税額控除制度について、無期・フルタイムの新規雇用に対する税額控除額を上乗せする等の措置を講じます。

① オフィス等に係る税額控除

税額控除率を現行水準（移転型7%・拡充型4%）に維持

② 雇用促進税制の特例の拡充等

無期・フルタイムの新規雇用に対する税額控除額を上乗せ等

雇用促進税制	地方拠点強化税制	
<p>「同意雇用開発促進地域内事業所の前期比無期・フルタイムの新規雇用増(法人全体の前期比雇用増を上限)×40万円」の税額控除</p> <p>要件i：法人全体の前期比雇用増が5人(中小2人)以上</p> <p>要件ii：法人全体の雇用者数が前期比10%以上増</p> <p style="text-align: right;">等</p> <p>【同意雇用開発促進地域】有効求人倍率が全国平均の3分の2以下であるなどの要件を満たす地域</p>	<p style="text-align: center;">特例1</p> <p>【現行】特定業務施設における前期比雇用増(法人全体の前期比雇用増を上限)×50万円(要件iiを満たさない場合、20万円)</p> <p>【改正案】特定業務施設における前期比雇用増のうち無期・フルタイムの新規雇用について、税額控除額を一人あたり10万円上乘せ*</p>	<p style="text-align: center;">特例2</p> <p>移転型の「計画」である場合に限り、当該地方拠点における「計画」認定直前期の雇用者数に対する雇用増×30万円(最長3年間)</p>
<p>※特定業務施設における新規雇用者のうち非正規雇用者の比率が全国平均(40%)を超える場合、超過した非正規雇用者に関する税額控除額は一人あたり10万円減額</p>		
<p style="text-align: center;">【特定業務施設】 事業者の事業や業務を管理、統括、運営している施設</p>		

③ 移転型事業の要件緩和

「特定業務施設での増加従業員の過半数が東京23区からの転勤者であるとの要件」を緩和し、東京23区における従業員の減少人数に応じて、特定業務施設での新規雇用者を東京23区からの転勤者に含めることができることとする。

2 個人所得課税・資産課税

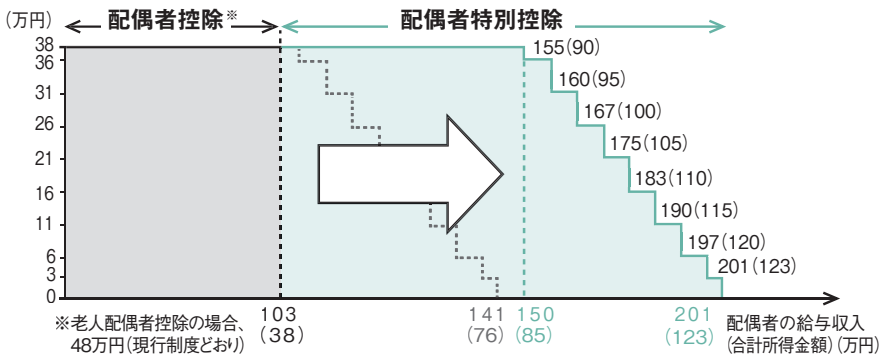
(1) 配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

働きたい人が就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から、配偶者控除・配偶者特別控除の見直しを行います。
※平成30年分以後の所得税について適用します。

① 納税者本人の受ける控除額

所得控除額38万円の対象となる配偶者の給与収入の上限を、150万円に引き上げます(現行の配偶者控除の対象となる配偶者の給与収入の上限は103万円)。

(例) 納税者本人の給与収入が1,120万円以下の場合(合計所得金額が900万円以下の場合)



② 納税者本人の所得制限

配偶者控除等の適用される納税者本人に収入制限を設けることとし、給与収入(合計所得金額)が1,120万円(900万円)を超える場合には以下の表のとおり控除額が逡減・消失する仕組みとします。

配偶者の給与収入(合計所得金額) → (単位: 万円)

納税者本人の給与収入 (合計所得金額)	配偶者控除	配偶者特別控除									
	~103 (~38)	~150 (~85)	~155 (~90)	~160 (~95)	~167 (~100)	~175 (~105)	~183 (~110)	~190 (~115)	~197 (~120)	~201 (~123)	201~ (123~)
~1,120(~900)	38	38	36	31	26	21	16	11	6	3	—
~1,170(~950)	26	26	24	21	18	14	11	8	4	2	—
~1,220(~1,000)	13	13	12	11	9	7	6	4	2	1	—
1,220~(1,000~)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※老人配偶者控除については、納税者本人の給与収入(合計所得金額)が、①~1,120万円(~900万円)の場合、控除額48万円、②1,120~1,170万円(900~950万円)の場合、控除額32万円、③1,170万円~1,220万円(950~1,000万円)の場合、控除額16万円、④1,220万円超(1,000万円超)の場合、適用なし。

(2)「積立NISA」の創設

家計の安定的な資産形成を支援する観点から、少額からの積立・分散投資を促進するための「積立NISA」を新たに創設します（現行NISAと同様、口座内で生じた配当及び譲渡益について非課税）。

	積立NISA	いずれかを選択	現行NISA
年間の投資上限額	40万円		120万円（平成26・27年は100万円）
非課税期間	20年間		5年間
口座開設可能期間	20年間（平成30年～平成49年）		10年間（平成26年～平成35年）
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託		上場株式・公募株式投資信託等
投資方法	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資		制限なし

(3) 事業承継税制の見直し

法人会提言

本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実を図ることを求める。

実現

中小企業経営者の高齢化の進行等を踏まえ、早期かつ計画的な事業承継の更なる促進のため、非上場株式等に係る相続税等の納税猶予制度（事業承継税制）を更に使いやすくするための見直しを行います。

※平成29年1月1日以後の相続又は贈与について適用します。

〈具体例〉1 災害時等の雇用確保要件^(注)等の緩和

①災害による資産の被害が大きい会社、②従業員の多くが属する事業所が被災した会社、③災害や主要取引先の倒産等により売上高が大幅に減少した一定の会社について、雇用確保要件等を緩和します。

(注)雇用確保要件とは、経営承継期間(5年間)平均で、贈与又は相続開始時の常時使用従業員数の8割以上を確保することをいいます。

2 雇用確保要件の計算方法の見直し

従業員の少ない小規模事業者に配慮し、維持すべき従業員数〔贈与時等の従業員数×80%〕の計算上、端数を切り捨てることとします。

3 相続時精算課税制度との併用を可能に

贈与税の納税猶予の適用を受ける株式等について、相続時精算課税制度の適用を可能とし、生前贈与を行いやすくします。

3 災害対応

災害に関する税制上の対応について

法人会提言

今後も大規模な災害が発生すると予想されていることから、「大規模自然災害を想定した税制」の整備について検討することも必要である。

実現

近年災害が頻発していることを踏まえ、災害減免法等の規定に加え、これまで災害ごとに特別立法で手当てしてきた対応を常設化し、災害対応の税制基盤を整備します。

全ての災害に適用

- ・住宅ローン減税の適用の特例
- ・財形住宅・年金貯蓄の非課税措置の特例
- ・災害損失の繰戻しによる法人税額の還付
- ・仮決算の中間申告による所得税額の還付
- ・住宅取得等資金の贈与税の特例措置に係る居住要件の免除等
- ・山林に係る相続税の納税猶予等の規模拡大要件の緩和
- ・法人税・消費税の中間申告書の提出不要
- ・被災酒類に係る酒税相当額の還付方法の簡素化

災害を指定して適用

- ① 被災者の生活再建に資する措置
→「被災者生活再建支援法」の対象となる災害に適用
 - ・住宅の再取得等に係る住宅ローン減税の特例
 - ・被災した建物の建替え等に係る登録免許税の免税
 - ・被災者が取得した住宅取得等資金に係る贈与税の特例
 - ・建築工事の請負に関する契約書等の印紙税の非課税
 - ・被災自動車に係る自動車重量税の特例還付
- ② 事業者の再建等に資する措置
→「特定非常災害特別措置法」の対象となる災害に適用
 - ・買換え特例に係る買換え資産の取得期間等の延長
 - ・被災代替資産等の特別償却
 - ・特定地域内の土地等の評価に係る相続税・贈与税の基準時の特例等
 - ・消費税の課税事業者選択届出書の提出等に係る特例
- ③ 他法令の仕組みを前提としている措置
 - ・被災市街地復興土地区画整理事業等に係る土地等の譲渡所得の課税の特例（被災市街地復興特別措置法）
 - ・事業承継税制（相続税・贈与税）における事業継続要件等の緩和（一部の要件について中小企業信用保険法が前提。その他の要件について、全ての災害に適用。）
 - ・公的貸付機関等・金融機関が行う特別貸付に係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税（激甚災害法）

平成29年度 事業計画(案)及び予算(案)承認

平成29年3月17日の理事会において、当会の平成29年度事業計画案及び予算案について審議し、満場一致で承認されました。

平成29年度においては、法令及び定款を遵守した活動及び法人会の基本的指針に則った運営を基本方針とし、公益社団法人としての運営、会員の質的向上、組織の維持・強化、税務行政への協力等を重点事項としています。

また、予算に関しましては、経常費用のうち、公益目的事業費を64%の比率としています。

以下、平成29年度事業計画抄及び予算抄を掲載します。尚、詳細につきましては、ホームページで情報公開しておりますのでご確認ください。

平成29年度事業計画案

I 基本方針

公益社団法人として法令及び定款を遵守し、自立した存在として、経理的基礎及び技術的能力を有し、不特定多数の者の利益の増進に資するための事業が、安定的かつ継続的に適切に行われるよう自らガバナンスを図り、国民に対して事業運営の情報開示を行い、民による公益の増進に寄与する。

法人会の基本的指針に則り、定款に定める当会の目的を達成するために、公益目的事業及び会員の福利厚生や会員支援事業を積極的に実施し、よき経営者を目指すものの団体として、税務行政の円滑な運営に寄与し、さらに、県内外の単位会及び連合会、または、他の税務行政協力団体と連携を保ちつつ、組織の拡大強化、事業内容のより一層の充実を図る。

II 重点事項

1. 公益社団法人としての運営
2. 定款に定めた目的達成のための事業活動
 - (1) 公益目的事業の実施
 - (2) 会員の福利厚生や会員支援事業の実施
3. 会員の質的向上
4. 組織の維持・強化
5. 税務行政への協力
6. 税務行政協力団体との協調

III 主要事業計画

1. 税知識の普及を目的とする事業

- (1) 新設法人説明会 (公益目的事業1-1)
- (2) 決算法人説明会
- (3) 税務相談
- (4) 改正税法説明会
- (5) 広報誌発行による税情報や開催要領の公開
- (6) Webサイトによる税情報の発信
- (7) 源泉部会税務研修会
- (8) 女性部会及び青年部会税務研修会
- (9) 地区支部税務研修会

2. 納税意識の高揚を目的とする事業

- (1) 租税教室実施に向けての調査研究及び実施 (公益目的事業1-2)
- (2) 租税教育用小学生向けマンガ寄贈
- (3) 相模原市主催イベント等での租税教育用「紙芝居」実施
- (4) 相模原市主催イベントでの税金クイズ等
- (5) 地域イベント参加による税金クイズ等

- (6) 女性部会「税に関する絵はがきコンクール」

3. 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業 (公益目的事業1-3)

- (1) 法人会全国大会
- (2) 公益財団法人全国法人会総連合税制セミナー
- (3) 税制改正要望アンケートの実施
- (4) 一般社団法人神奈川県法人会連合会税制セミナー
- (5) 税制改正要望書の関係機関への提出
- (6) 全国青年の集い
- (7) 全国女性フォーラム

4. 地域企業の健全な発展に資する事業

- (1) 労務相談 (公益目的事業2)
- (2) 法律相談
- (3) 経営研修会(本部・部会・支部)
- (4) 年末調整説明会
- (5) インターネットセミナー(セミナーオンデマンド運営管理)

5. 地域社会への貢献を目的とする事業

(公益目的事業3)

- (1) 会員大会講演会やシンポジウム
- (2) 健康セミナー(部会・支部)
- (3) 絵手紙作成、送付(部会)
- (4) タオル収集及び寄贈(部会)
- (5) 使用済み切手収集及び寄贈(部会)
- (6) チャリティイベント(本部・支部)
- (7) 地域イベントへ参加(支部)
- (8) 地域美化運動
- (9) 中学生職場体験支援事業
- (10) 一般社団法人神奈川県法人会連合会森林再生事業
- (11) その他会員及び一般に有益な事業(支部地区)

6. 会員の交流に資するための事業

- (1) 新年賀詞交歓会
- (2) 理事、監事、委員会、支部、部会等交流会
- (3) 厚生親睦旅行
- (4) 支部・部会親睦交流事業
- (5) 支部会員交流会
- (6) 支部施設見学会

(7) 他団体との交流会

7. 会員の福利厚生等に関する事業

- (1) 福利厚生制度普及推進
 - ① 経営者大型保障制度の普及推進
 - ② 経営保全プランの普及推進
 - ③ がん保険制度の普及推進
- (2) 福利厚生制度推進連絡協議会
- (3) 成人病検診
- (4) パソコンセミナー割引
- (5) 葬儀・儀式サービス
- (6) 貸倒保障制度普及促進
- (7) 貸会議室の利用推進

8. その他本会の目的を達成するために必要な事業

- (1) 会の意思決定機関の総会及び理事会、各事業を具体化するための委員会及び部会、会活動の充実を図るための各支部及び地区での役員会等、さらに税務行政機関及び他団体との連絡協調のための会議等を実施。
- (2) その他本会の目的を達成するために必要な事業

平成29年度予算 正味財産増減計算書

自平成29年4月1日 至平成30年3月31日

(単位:円)

科目	公益目的事業	収益事業	会員交流事業	法人会計	合計
I. 一般正味財産増減の部					
i. 経常増減の部					
(i) 経常収益					
1. 特定資産運用益	0	4,848,000		50,000	4,898,000
2. 受取会費	19,782,470	0	9,723,104	8,174,426	37,680,000
3. 事業収益	540,000	900,000	220,000	0	1,660,000
4. 受取補助金	19,812,000	0	550,000	0	20,362,000
5. 受取負担金	0	0		310,000	310,000
6. 受取寄付金	435,000	0		0	435,000
7. 雑収益	880,000	0		30,000	910,000
経常収益計	41,449,470	5,748,000	10,493,104	8,564,426	66,255,000
(ii) 経常費用					
1. 事業費	43,591,470	2,855,000	10,799,104		57,245,574
2. 管理費				8,593,450	8,593,450
経常費用計	43,591,470	2,855,000	10,799,104	8,593,450	65,839,024
当期経常増減額	△ 2,142,000	2,893,000	△ 306,000	△ 29,024	415,976
ii. 経常外増減の部					
(i) 経常外収益	0	0		0	0
経常外収益計	0	0		0	0
(ii) 経常外費用	0	0		0	0
経常外費用計	0	0		0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額					415,976
法人税、住民税及び事業税	0	400,000	0	0	400,000
当期一般正味財産増減額					15,976
一般正味財産期首残高					244,972,557
一般正味財産期末残高					244,988,533

青年部会 租税教室を実施



平成28年度の租税教室は、相模原市の小学校6年生を対象に3校7講義開催されました。

税金はなぜ必要なのか、どのように使われているのかなど、クイズを交えて楽しく分かりやすい、笑顔あふれる授業となりました。



1/26(木)
大野台中央小学校 2講義



岡田耕次郎氏 岡田・沼法律事務所



有光一生氏 マルス

2/7(火)
川尻小学校 3講義



荒俣大氏 東京ユーキ株



志村良彦氏 税理士法人 MBC合同会計

2/21(火)
藤野小学校 2講義



井上毅氏 株イノウエ



尾崎 勲氏 尾崎理化株



田口雄樹氏 ㈱東洋木芸



研修会 2/21(火)

青年部会



講師/日本夢教育協会 理事長 菅野 知良 氏
場所/相模原法人会館3F

研修会 2/26(日)

大沢支部



内容/ロコミだけで全国を飛び回られる堀内先生に、ウキウキ
楽しさを伝えられる、あなたらしい字の書き方を学んだ。
場所/相模原市立産業会館(BIF研修室)

活動フラッシュ

2017年2月▶4月

研修会 3/17(金)

相模台支部



講師/元 日本航空パイロット 宮崎 雄一郎 氏
場所/おださがプラザ

研修会 3/21(火)

青年部会



講師/日本アントレプレナー学会公認トレーナー 佐々木 亮輔 氏
場所/相模原法人会館3F

講演会 3/3(金)

青年部会



内容/特別講演テーマ:『夢の実現～挑戦することの大切さ』
講師/柔道八段、古賀塾塾長、医学博士 古賀 稔彦 氏
場所/吉池旅館

講演会 3/11(土)

中央南支部



内容/マジックを企業のメッセージを伝える手段として取り入れるなど、新しいス
タイルでマジックを行うYukki 氏の講演会 講師/からくりどーるWORLD MAGIC
メンバー・元ラジオパーソナリティー Yukki 氏 場所/相模原法人会館3F

講演会 3/23(木)

相模湖地区



健康サポート講習会

内容/老廃物をなくしてむくみ・疲れ・たるみ・セルライトも改善!足リンパマッサージ実習講座 講師/(株)ナイスリンパジャパン代表取締役 一般財団法人日本リンパ協会代表理事 池田 ことみ 氏 場所/相模湖交流センター

講演会 3/26(日)

田名支部



講演会

内容/鈴木加奈子トロンボーン演奏とトーク 講師/トロンボーンリスト 鈴木 加奈子 氏 場所/相模原市田名公民館2階大会議室

社会貢献事業 2/25(土)

麻溝地区



駅の花植え

内容/原当麻駅、下溝駅の花植え

社会貢献事業 3/14(火)

中央北支部



地域美化運動

内容/矢部周辺のゴミ拾い

社会貢献事業 4/1(土)・2(日)



↑1億円を持ってみよう

↓税の大切さを教える「紙芝居」



↑税金体操でのステージ出演 ↓パレード出演



相模原市民桜まつり

内容/税金クイズ及び税に関する資料の配布、一億円の重さ体験、租税教育用「紙芝居」、税金体操によるパレード・ステージへの出演 場所/市役所桜通り

平成29年度 税務職員採用試験のお知らせ

Pride of the Specialist ～公平な世の中を創る、志～

適正・公平な課税の実現を、
我々と一緒に目指してみませんか。

人事院では、下記のとおり「平成29年度税務職員採用試験」を行います。
興味のある方は、税務署までお気軽にお問い合わせください。

記

- ◇ **受験資格**
 - 1 平成29年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者及び平成30年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
 - 2 人事院が上記1に掲げる者に準ずると認める者

- ◇ **申込手続**
 - 1 申込方法
インターネット申込み
人事院ホームページ上の申込専用アドレスをご利用ください。
[\[http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html\]](http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html)

 - 2 受付期間
平成29年6月19日(月)～平成29年6月28日(水) [受信有効]

 - 3 受験案内交付期間
平成29年5月9日(火)～平成29年6月28日(水)
9時～17時(土曜日及び日曜日を除く。)

 - 4 受験案内交付場所
東京国税局又は各税務署若しくは人事院各地方事務局(所)
(注)人事院ホームページからもダウンロードすることができます。
[\[http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm\]](http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm)

- ◇ **試験日**
 - 第1次試験 平成29年9月3日(日)
 - 第2次試験 平成29年10月11日(水)～平成29年10月20日(金)
のうち指定された日時

- ◇ **問合せ先** 相模原税務署総務課 (TEL 042-756-8211 内線411)

国税庁経験者採用試験(国税調査官級)のお知らせ

Pride of the Specialist ～公平な世の中を創る、志～

適正・公平な課税の実現を、
我々と一緒に目指してみませんか。

人事院では、30歳以上の社会人経験者を対象とした「国税庁経験者採用試験(国税調査官級)」を実施しています。

試験の概要については下記のとおりです。

なお、採用後は、税務大学校において約3か月の研修を受けた後、各国税局(国税事務所)管内の税務署に配属され、国税調査官又は国税徴収官に任用されます。

興味のある方は、東京国税局総務部人事第二課試験係までお気軽にお問い合わせください。

記

◇ **試験概要** 平成29年度の試験概要については、平成29年7月頃に官報公告及び国税庁ホームページへ掲載となる予定です。

◇ **問合せ先** 東京国税局総務部人事第二課試験係(TEL 03-3542-2111 内線2163)

【参考:平成28年度の実施状況】

◇ 最終合格者数(全国):223名

◇ 受験資格 平成28年4月1日において、大学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して8年を経過した者

◇ **試験日程** (1) 受験申込受付期間 8月中旬
(2) 試験実施期間 9月から12月
(3) 最終合格発表 12月下旬

◇ **求める人材** (1) 公務に対する強い関心と、全体の奉仕者として働く熱意を有する者
(2) 課題を解決できる論理的な思考力、判断力及び表現力を有する者
(3) 大学卒業後、民間企業、官公庁等において正社員・正職員として従事した職務経験が平成28年7月1日現在で通算8年以上となる者であって、これらの職務経験を通じて体得した効率的かつ機動的な業務遂行の手法その他の知識及び能力を有するもの
(4) 採用後の研修又は職務経験を通じてその知識及び能力の向上が見込まれる資質を有する者
(5) 特に次の職務経験等を有する者
① 法人等の財務、経理又は税務に関する事務
② 金融機関等における貸付け又は資金運用等に関する職務
③ 税理士・公認会計士等の業務の補助の職務
④ 官公署における国税又は地方税に関する事務
⑤ IT パスポートや英語検定1級など、電子商取引や国際取引の税務調査において有用な資格等
⑥ 法人等における営業等、対人折衝を必要とする職務



●城山地区

フクシマセイコウ

福島製鋼株式会社

地域と共生
相模原から世界に向けて
铸造品を作り続ける



相模事業部長兼相模事務グループ長・岩本一彦さん
相模鑄造の時代から、相模原で鑄物づくりを続けてきた岩本さん。会社として法人会入会の歴史も古い。将来的には素材・加工一貫となるシステム作りを目指している。

太 今回は、町屋にある福島製鋼株式会社さんを訪問しました。同社の本社と吾妻工場は福島県福島市にあり、相模工場は旧相模鑄造株式会社と合併して生まれた工場です。さっそく相模事業部部長兼相模事務グループ長である岩本一彦さんにお話を聞いてみましょう。

花 福島製鋼さんは、鑄物を取り扱ってられます。相模工場ではど

んなものを作っているんですか？

岩 相模工場を代表するものでは、トラックなどの大型車両のドラムブレーキと建設機械の油圧ショベルに組み込まれるバルブハウジングです。これらは相模工場ではしか鑄造されていません。

吾妻工場のほうでは新幹線や鉄道車両の連結器なども作っています。全国の新幹線や鉄道幹線の



奥で煌々と赤い火を出しているのがドラムブレーキ用の鉄を溶かすキューボラ



電気炉で作業するスタッフさん。1600度もの高熱と戦っている



● 福島製鋼株式会社
 相模原市緑区町屋1-1-40
 TEL.042-782-2721(代表)
 FAX.042-782-2549
 www.f-seiko.co.jp
 JR横浜線橋本駅より車で15分

連結器では、シェア100%です。相模工場のドラムブレーキやバルブハウジングも国内第2位のシェアで、30%を占めています。世界的に活躍している建機メーカーに供給していますので、世界で言うとバルブメーカーとして製造している中では世界の1/4が当社製です。ドラムブレーキ、バルブハウジングともに月産400~450台分は铸造していますよ。

⑥ 相模原で造られた物が世界中で使われているなんですよ。ところで铸造は、まず炉で鉄を溶かすところから始まるんですよね。铸物の素材となるのはどんな物ですか？

⑦ 主要材料としては自動車製造で出るスクラップです。相模工場には10トン規模のキューポラという溶解炉があります。これは素材となる鉄を入れて溶かし、ドラムブレーキの型に流し込むんですよ。10トンのキューポラは関東でも宇都宮に1基と私たちの工場に2基しかない貴重な設備です。キューポラは、99%の純度の鉄を作りだすのですが、業

界用語で溶けた鉄のことを「湯」と呼んでいます。高品質な製品を作るためには湯の材質が非常に大事です。湯が悪いと製品にひび割れが生じたり変形したりもしますから、安全面にも影響してしまいます。ですから炉というのは本当に大事なんです。このほかに電気炉も使用しており、バルブハウジングはそちらで作っていますよ。

⑧ 鉄が新たに生まれ変わってまた人の役に立つようになるなんて素敵だな。

⑥ 铸物というと、型も重要ですよ。内部が複雑そうなバルブハウジングなどの型は、とても難しそうなのですが、見せていただけますか？

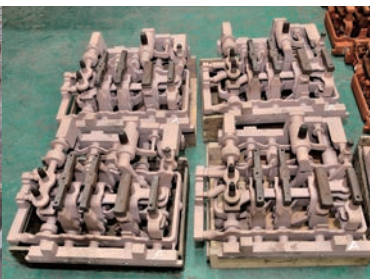
⑦ 企業秘密ですが、特別に少しだけ(笑) たとえばバルブを見てください。外見は鉄の箱ですが、中身は迷路のような複雑な構造になっています。これは中子という砂模型なかごをセッティングして鉄で固め、中の砂を抜き出すものなんです。この中子の作り方がメーカーの腕の見せ所で

すね。実は中子は中世ヨーロッパで大砲製造のために生まれた技術です。今では精密中子という極めて高い技術が用いられるものが主流となっています。

⑨ 勉強になります！学校の社会見学をしているみたい。地域の活動もされているのですか？

⑦ ええ、当工場は地域との共生をコンセプトにしていますので、地域の子供たちの工場見学も受け入れています。また工場の倉庫を開放して原宿子供会の開催会場として提供しており、毎年そこでイベントの開催をしています。工場の東側には子供の描いた絵を展示しています。また川尻八幡宮の氏子でもありますので、お祭りのときには工場内にお神輿が入ってもくるんです。铸物を生業としている以上、環境や地域に配慮するのは企業として当然の姿勢だと考えていますね。

⑥ これからも地域に根差した企業としてご活躍を期待しています。本日はありがとうございました。



写真左：バルブハウジングの外観。一見すると鉄の塊に見えるが中は複雑な設計に

写真右：バルブハウジングの断面と中子。非常に精密な作りがうかがえる



铸物の原材料のひとつであるコークス。ほかの素材と混ざり、鉄に生まれ変わる

パソコン教室受講の方に 受講料の一部を負担致します。



・対象事業

相模原市立産業会館で実施するパソコン教室

・要件

公益社団法人相模原法人会の会員であること。(会員会社の従業員の方でも可)

・負担金額

1時限1,000円あたり200円

・負担方法

対象事業への受講料を支払った領収書(写し可)及び申請書(受講の際にお渡しします)を下記事務局へご持参またはFAX等郵送頂きましたら、負担金額を現金でお支払いまたはお振込み致します。

問い合わせ・提出先

公益社団法人相模原法人会 事務局

〒252-0236 相模原市中央区富士見6-13-16

TEL 042-755-3027 FAX 042-753-3273

新会員紹介

平成29年2月・3月

法人名等	業種	代表者氏名	所在地	支部・地区等
株式会社 スリーネット	電気・通信設備工事	七戸 紀行	相模原市中央区横山台1-43-17	小山清新
第一生命保険 株式会社 淵野辺営業オフィス	生命保険業	稲田 夏子	相模原市中央区鹿沼台1-3-12 パロス竹内ビル2F	共和第1
株式会社 サーエージェントフーズ	飲食業	丸山 隆司	相模原市南区東大沼4-4-22	大野中第1
東京キリンビバレッジサービス 株式会社 相模原支店	清涼飲料水、食品の販売	五十嵐 英雄	相模原市緑区下九沢1503	大 沢
YFサポート 株式会社	塗装工事業、防水工事業、建築工事業	吹春 康成	相模原市中央区上溝4569-20	上溝第1
株式会社 北中工業	建設業	東 文昭	相模原市南区当麻1121-12 コンプリオ1 204	麻 溝
有限会社 ミナトハウジング	不動産売買、仲介、管理、保険代理店	杉原 康王	相模原市南区南台1-4-13	南 台
オノザワ不動産	不動産業	小野沢 耕一	相模原市緑区又野182	賛助会員
株式会社 UNITEE	保険代理店業	金子 裕介	大和市南林間1-9-7 南林間FTマンション202	賛助会員
金子 崇	倉庫業	金子 崇	相模原市緑区元橋本町6-35	賛助会員

会議室ご利用のご案内

法人会館の会議室を ご利用いただけます。

会員の方はもちろん、一般の方も会議や研修会等にご利用になれます。飲食を伴うパーティー等や土日祝祭日のご利用も可能です。

※使用に際して、物品等の販売及び公序良俗に反した内容のご利用はできません。



- ◎当会の支部地区等の役員会・研修会……無料
 - ◎会員会社でのご利用……………会員料金
 - ◎会員以外の方のご利用……………一般料金
- ※予約状況の確認はHPにてご覧いただける他、お申込みも可能です。

本誌同封広告のご案内

「広報誌はやぶさ」に、 貴社の広告を同封いたします。

会員のみなさまに隔月でお届けしております「はやぶさ」に、貴社の広告と一緒に封入することができます。どうぞご利用ください。

《発行内容》

部 数：4,000部

発行日：隔月(5・7・9・11・1・3月)

《封入広告》

寸 法：角2封筒に入る大きさ
(A4版、B4・A3版二つ折りまで可)

内 容：会員に配布するに相応しい内容であること
発行部数印刷、寸法に合うこと

料 金：30,000円(1回)

お申込み：封入希望発行月より1ヶ月前までにご連絡
ください。

読者 プレゼント

応募締切り
5月31日(水)

◆今話題の終活:とてもわかりやすく書きやすい もしものためのエンディングノート 「もしもノート」



◆黒糖の優しい味

ご贈答に…

ご自宅にも皆に大人気!!

昭和のかりんとう(黒)

今すぐハガキか
FAXで!

をセットで10名様にプレゼント!!

下記の内容をご記入の上、相模原法人会事務局までFaxまたは郵送でお申込みください。

① 希望商品名：「もしもノート」「昭和のかりんとう」

② ご住所 ③ お名前 ④ 電話番号 ⑤ 「広報誌はやぶさ」に関するご意見、ご感想 など

◎当選発表はプレゼントの発送をもって代えさせていただきます。また、ご感想などをご紹介させていただく場合がございます。

会議室のご利用・プレゼントのお申込み、
タオル等のご寄付、広告の同封、
本誌に関するお問合せやご感想は
こちらまでお寄せください。

公益社団法人 相模原法人会事務局

TEL.042-755-3027 FAX.042-753-3273
〒252-0236 相模原市中央区富士見6-13-16
<http://www.sagamiharahojinkai.or.jp>

青年部会員募集

お待ちしております!

◎ 入会資格

相模原法人会正会員又は賛助会員の方で50歳以下の経営者、またはそれに準じる方

◎ お問い合わせ・お申込み

公益社団法人相模原法人会 事務局 TEL 042-755-3027

新入会の承認式



租税教室練習会



税金体操練習風景



川尻小学校租税教室

新しい仲間たち

① 会社名 ② 業種 ③ 支部・地区 ④ 座右の銘 ⑤ ひとことPR



たなか あきら
田中 亮

- ① 有限会社 昔の味たまご農場
- ② 採卵養鶏
- ③ 麻溝台
- ④ なんとなかな
- ⑤ 家族を中心とした小さな養鶏農家ですが味はどこにも負けません。これからも、うまい!たまごを作り続けます。



かまくら しんいちろう
鎌倉 慎一郎

- ① アルプス化学産業株式会社
- ② 工業・土木用接着剤(製造業)
- ③ 上溝第1
- ④ 感恩報謝
- ⑤ 人と人を結びつける接着剤を造り続け、今年で48年目になりました。これから迎える50周年を機に、相模原市と共に飛躍していける企業を目指します。今後ともご指導宜しくお願い致します。



くの たかひろ
久野 孝広

- ① 久野建設株式会社
- ② 総合建設業
- ③ 田名
- ④ 誠心誠意
- ⑤ 建築物はお客様にとって人生で唯一無二の買い物となります。当社ではこれからも相模原に根差して39年で培われた経験力・企画力・競争力・技術力を結集し満足を与える商品を提供致します。どうぞ宜しくお願い致します。



しばた まさたか
柴田 正隆

- ① 株式会社ウィッツコミュニティ
- ② マンション・施設管理業
- ③ 相模原矢部
- ④ 実徳垂頭の精神・凡事徹底
- ⑤ 相模原・町田エリアを中心にマンション・施設管理をさせていただいております。売上100億円企業を5年後の目標として、今後は管理だけでなく、増えるであろう生活支援サービス、また障害者福祉をはじめ地域貢献に努めて参ります。



ぬまお かずき
沼尾 一喜

- ① 有限会社 沼尾硝子
- ② 建設業(サッシ・ガラス)
- ③ 大沢
- ④ 不撓不屈
- ⑤ 模原市緑区にて創業47年、私は二代目となります。サッシ・ガラス工事ももちろんのこと、改修からエクステリア工事なども行っております。皆様との友好を深め楽しく活動していきますので宜しくお願い致します。



やましろう けんいちろう
山城 憲太郎

- ① 株式会社 ニライホープ
- ② 電気通信工事業・指定児童発達支援事業
- ③ 麻溝台
- ④ 失敗することを恐れるより、何もしないことを恐れる
- ⑤ 相模原南区で、電気通信工事業を営んでいます。昨年より指定児童発達支援事業も手掛けることとなり、事業を通じての出会いを大切にしながら、地域社会に貢献する会社へと成長することを目標に日々奮闘しています。



しが ゆうすけ
志賀 祐介

- ① 株式会社 ライフティブ
- ② 通所介護(デイサービス)
- ③ 相模台
- ④ 明朗闊達、質実剛健
- ⑤ 弊社は原則65歳以上の介護保険利用対象者にリハビリ特化型のデイサービスを提供しております。医療介護リハビリのご相談はお気軽にご連絡頂ければと思います。どうぞ宜しくお願い致します。



かたぎり たいぎ
片桐 大義

- ① OPEN SESAME合同会社
- ② 福祉サービス業 ③ 中央南第1
- ④ 一日一笑
- ⑤ 中央区中央3丁目、福祉施設ポレポレを運営し、障害のある方の就労を支援しています。企業様や個人様から仕事を請け負い、その収入が障害のある方の生活を支え、働く喜びとなっています。クオリティーは妥協しません。「僕たちは、たまたま運が良く障害者ではないだけのこと。弱者に愛の手を。」www.opsm.jp お仕事のご依頼お待ちしております。